

資格取得を目指すひとり親の皆さまへ

高等職業訓練促進給付金のご案内

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが就職に有利な資格を取得するために養成機関で6月以上修業する場合で、次のすべての要件を満たすときは、生活費の負担軽減のための「高等職業訓練促進給付金」を受給することができます。また、修了時には「高等職業訓練修了支援給付金」を受給することができます。

支給要件

- ①20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父であって、長崎市内に住所を有する方
- ②児童扶養手当を受給中の方、または児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準にある方
- ③6ヶ月以上のカリキュラムの修業により、以下に掲げる資格の取得が見込まれる方
- ④就業または育児を修業と両立させることが困難であると認められる方

対象資格

①看護師	②准看護師	③保育士	④介護福祉士	⑤作業療法士	⑥理学療法士
⑦歯科衛生士	⑧美容師	⑨社会福祉士	⑩製菓衛生師	⑪調理師	⑫柔道整復師
⑬はり師	⑭きゅう師	⑮助産師	⑯保健師	⑰臨床検査技師	⑱言語聴覚士
⑲歯科技工士	⑳精神保健福祉士	㉑栄養士	㉒管理栄養士	㉓理容師	㉔医師
㉕シスコシステムズ認定資格	㉖LPI認定資格	※この資格以外にも対象資格となるものがあります。詳しくはお問い合わせください。			

高等職業訓練促進給付金

[支給期間] 修業期間の全期間（上限4年間）※2、3

[支給額] ● 市民税非課税世帯 月額：100,000円 ※4

● 市民税課税世帯 月額：70,500円 ※4

※2 4年を限度とする場合は、4年を超えて資格取得のための課程の履修が必要となる場合に限りません。

※3 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合は、通算して4年を越えない範囲となります。

※4 養成機関における課程修了までの最後の1年については月額4万円を加算します。

高等職業訓練修了支援給付金

[支給額] ● 市民税非課税世帯 月額：50,000円

● 市民税課税世帯 月額：25,000円

資格取得を目指す
ひとり親の皆さまの
修学中の生活費を支援！



毎月 **10万円** 給付金

※市民税課税世帯は70,500円

受講前に事前相談・申請が必要です。必ず事前にご連絡ください。

[お問い合わせ先] 長崎市こども政策課
TEL：095-829-1270
〒850-8685 長崎市魚の町4-1